

議案第2号・第3号

「成田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例」及び
「成田市都市計画税条例の一部を改正する条例」の概要

令和6年度地方税制改正に伴う一部改正の概要

■固定資産税等に関するもの

【令和7年4月1日施行分】

○私立学校法の改正に伴う規定の整備

(成田市税賦課徴収条例第52条の3関係)

私立学校法に定める法人等の固定資産税の非課税措置に係る手続について、引用する条文の条ずれに伴う規定の整備を行うもの

【公布の日施行分】

○地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）の追加

(成田市税賦課徴収条例附則第10条の2及び成田市都市計画税条例関係)

- ・バイオマス発電設備（1万kW以上2万kW未満）のうち一般木質・農作物残さ区分に該当するものについて、償却資産に係る固定資産税の課税標準を参酌基準の割合（7分の6）で規定するもの
- ・都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業（まちなかウォーカブル推進事業）の実施主体が当該事業により整備した土地及び償却資産又は家屋について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を参酌基準の割合（2分の1）で規定するもの

ウォーカブル推進税制のフロー・制度概要

市町村が、都市再生整備計画の区域内に「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域（滞在快適性等向上区域）を設定

滞在快適性等向上区域内の民間事業者等（土地所有者等）が市町村の取組と併せて交流・滞在空間を創出する事業（一体型滞在快適性等向上事業）について、市町村が、当該民間事業者等の同意を得て、都市再生整備計画に位置付け※

※事前に課税・財政担当部署との事前調整が必要です。

一体型滞在快適性等向上事業により整備した土地・償却資産又は家屋に対して、以下の税制特例①又は②を適用

①【土地（固定資産税・都市計画税）・償却資産（固定資産税）】

オープンスペース化した土地（広場、通路等）及びその上に設置された償却資産（ベンチ、芝生等）の課税標準を5年間、1/3～2/3の範囲内において市町村の条例で定める割合とする（参酌基準：1/2）。

<対象施設>

ア) 土地：道路、通路、公園、緑地、広場その他これらに類するもの

イ) 償却資産：ア及びアの上に設置される駐輪場、噴水、水流、池、アーケード、柵、ベンチ又はその上屋、街灯、花壇、樹木、並木、電源設備、給排水設備及び冷暖房設備その他これらに類するもの

②【家屋（固定資産税・都市計画税）】

低層部の階*1をオープン化（壁の過半について、ガラス等の透明な素材とすること、開閉可能な構造とすること又は位置を後退させること）した家屋（カフェ、休憩所等）について、不特定多数の者が無償で交流・滞在できるスペースの部分*2の課税標準を5年間、1/3～2/3の範囲内において市町村の条例で定める割合とする（参酌基準：1/2）。

*1 建物の一階部分が対象（原則）。ただし、一階以外の階が広場、通路等に接している場合（サンクンガーデンに面する建物の地階部分や歩行者デッキに面する建物の二階部分など）は、当該階が対象（例外）。

*2 オープン化した低層部の階にあるものに限る

<対象施設>

家屋：食事施設、購買施設、休憩施設、案内施設その他これに類するもの